

第 1 章 名 称 並びに 事務局

第 1 条 本協会は、鶴岡卓球協会と称し、事務局を会長の指定する場所（理事長所在地）に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 本協会は、卓球の普及と発展を図り、会員相互の技術の向上と親睦を図ることを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、大会並びに技術向上に関すること
- 2、審判技術の研修並びに審判員の養成を図ること
- 3、優秀団体・選手並びに功労者の表彰に関すること
- 4、その他必要な事項

第 4 章 組 織

第 4 条 本協会は、鶴岡市、三川町、及び庄内町に在住並びに所属する同好者を会員として組織する。

第 5 章 会 計

第 5 条 本協会の会計は、次に掲げるものを以て充てる。

- 1、加盟登録料
- 2、事業収入
- 3、公共団体からの交付金
- 4、寄付金並びにその他の収入

第 6 条 会員は、毎年総会で定める加盟登録料を納入しなければならない。

第 7 条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 8 条 本協会の予算並びに決算は、総会に報告し承認を得なければならない。

第 6 章 役 員

第 9 条 本協会に、次の役員を置く。

- 1、会長 1 名
- 2、副会長 若干名
- 3、理事長 1 名
- 4、副理事長 若干名
- 5、組織部長 各 1 名、 副部長 若干名
- 6、会 計 若干名
- 7、会計監事 若干名

第 10 条 本協会に名誉会長、名誉副会長及び顧問を若干名置くことができる。

第 11 条 会長、副会長、理事長、副理事長、会計、会計監事は総会で承認を得る。

- 1、会長は本協会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 2、理事長はすべての事業を統轄し、副理事長は理事長を補佐し、常任理事は事務の分掌に当たる。
- 3、会計監事は、毎年1回以上会計の監査を行い、会長に報告する。

第 12 条 会長は、常任理事会の決議により名誉会長、名誉副会長及び顧問若干名を委嘱する。

- 1、名誉会長、名誉副会長及び顧問は、重要事項の協議に参画し諮問に答える。

第 13 条 役員の任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。又、役員の定年は、山形県卓球協会の規程に準ずる。

- 1、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2、役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその任務を行う。

第 7 章 組織部 並びに 係

第 14 条 本協会の事業を円滑に推進するため、次の組織部を置く。組織部長並びに副部長は常任理事会の推薦により、会長が任命する。

- 1、小学校部
- 2、中学校部

- 3、高等学校部
- 4、一般部
- 5、レディース硬式部

第15条 一般部には、更に、硬式部、ラージボール部及びナイター部を設置し、任務を分担する。

第16条 各組織部に、競技係、強化係、審判係、事務係を置き、それぞれ任務を分担する。係長は常任理事会の推薦により、会長が任命する。

第8章 会 議

第17条 本協会に次の会議を置く。

- 1、総会
- 2、三役会議（正副会長、理事長）
- 3、常任理事会
- 4、組織部会

第18条 総会は毎年1回以上開き、次の事項を協議、決定する。

- 1、前年度の事業並びに決算の承認
- 2、当年度の事業並びに予算の決定
- 3、規約の改廃に関する事項
- 4、役員の改選・決定に関する事項
- 5、他団体への加入脱退に関する事項
- 6、その他必要な事項

第19条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき随時開催し、次の事項を協議する。

- 1、総会に提出すべき事項
- 2、総会より委任を受けた事項
- 3、事業の計画並びにその執行に関する事項
- 4、その他必要な事項

第20条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成する。

第21条 常任理事は、各組織部の部長及び会長が委嘱した者を指す。

第22条 上記の会議の議事は出席者の過半数以上の賛成により決定する。

第9章 簿 冊

第23条 本協会に次の簿冊を備える。

- 1、規約 並び 諸規程
- 2、議事録
- 3、会員名簿
- 4、役員名簿
- 5、事業記録簿
- 6、会計簿
- 7、公認審判員名簿
- 8、表彰者名簿
- 9、その他必要な簿冊

第10章 登 録

第24条 次のいずれかの方法で、必要事項を記載した登録名簿を提出し、本協会へ登録する。

- 1、日本卓球協会登録名簿
- 2、鶴岡卓球協会登録名簿

第25条 登録は、すべて個人登録とする。

- 1、日本卓球協会登録
- 2、鶴岡卓球協会登録

第26条 本協会への登録は毎年行うものとし、登録の規程については別に定める。

第27条 本協会の会員として不適切と認められたときは、常任理事会の決議により脱退させることができる。

第11章 附 則

第28条 本規約は昭和53年4月1日に改正、当日より施行する。その改廃については、総会の承認

を得なければならない。

- ・平成12年4月22日一部改正、施行する。
- ・平成17年4月24日一部改正、施行する。
- ・平成20年4月26日一部改正、施行する。
- ・平成22年4月24日一部改正、施行する。
- ・平成28年4月16日一部改正、施行する。
- ・平成30年4月14日一部改正、施行する。